

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 教育委員会

- 宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 一
- 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則 三
- 宮城県教育委員会に属する単純労働職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 三
- 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則 四
- 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則 四
- 宮城県教育委員会公印規則の一部を改正する訓令 五
- 事務決裁規程の一部を改正する訓令 五
- 宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令 六
- 地方機関等文書規程の一部を改正する訓令 一〇
- 教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令 二二
- 宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な業務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令 二二
- 宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 二二
- 職員分限懲戒審査会設置規程の一部を改正する訓令 二三
- 平成九年宮城県教育委員会告示第七号（個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人）の廃止 二三
- 宮城県選挙管理委員会規程の一部改正 二三

ページ

○宮城県選挙管理委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部改正

## 教育委員会

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県教育委員会

### ○宮城県教育委員会規則第三号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七條中「スポーツ健康課」を「保健体育安全課」に改める。

第七條の二に次の一項を加える。

3 第一項の班に副班長を置き、その職務は、班の事務を整理し、班長を補佐することとする。

第八條の二中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一條中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 幼児教育の推進に関すること。

第十三條の三（見出しを含む）中「スポーツ健康課」を「保健体育安全課」に改め、第五号から

第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号を第六号とし、第十号及び第十一号を削る。

第十六條（見出しを含む）中「教育次長」を「副教育長」に改める。

### 第十七條第二項の表中

課(室) 長補佐	課(室)	上司の命を受け、課(室)の事務を整理し、課(室)長を補佐する。ただし、総括担当を命じられた者以外の者は、課(室)の一部の事務を整理し、課(室)長を補佐するものとする。
技術補佐	課(室)(特に必要と認める課(室)に限る)	上司の命を受け、課(室)の専門的技術に関する、課(室)長を補佐するものとする。

総括課(室)長補佐

上司の命を受け、課(室)の事務を整理し、課(室)長を補佐する。

総括技術補佐	課(室)(特に必要と認める課(室)に限る)	上司の命を受け、課(室)の専門的技術に関し、課(室)長を補佐する。
課(室)長補佐	課(室)	上司の命を受け、課(室)の一部の事務を整理し、課(室)長を補佐する。
技術補佐	課(室)(特に必要と認める課(室)に限る)	上司の命を受け、課(室)の一部の専門的技術に関し、課(室)長を補佐する。

に改め、同条第二項の表

中

学校安全・防災専門監	スポーツ健康課	上司の命を受け、学校安全に係る施策の推進及び学校の防災管理体制の整備に関する事務を掌理する。
スポーツ振興専門監	スポーツ健康課	上司の命を受け、スポーツの振興に係る施策の推進及びスポーツ団体に関する事務を掌理する。

を

学校安全・防災専門監	保健体育安全課	上司の命を受け、学校安全に係る施策の推進及び学校の防災管理体制の整備に関する事務を掌理する。
------------	---------	--

に改め、同条第四項中

「課(室)長補佐」を「総括課(室)長補佐は事務職員を、課(室)長補佐」に改め、「管理主事を、」の下に「総括技術補佐及び」を加え、「スポーツ振興専門監」を削る。

第十八条第一項の表中

主幹	上司の命を受け、特定事項についての調査、企画及び立案を参画し、並びに主査の事務を整理する。
主任主査	上司の命を受け、特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに特に命ぜられた事項を処理する。

を

主幹	上司の命を受け、特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに主任主査及び主査の事務を整理する。
主任主査	上司の命を受け、特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに主査の事務を整理する。

に、

技術主幹	上司の命を受け、専門的技術に係る特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに技術主査の事務を整理する。
------	---

を

技術主幹	上司の命を受け、専門的技術に係る特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに技術主任主査及び技術主査の事務を整理する。
------	---

に改め、同条第二項中

技術主任主査	上司の命を受け、専門的技術に係る特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに技術主査の事務を整理する。
--------	---

「主幹」の下に「主任主査」を加え、「主任主査は事務職員、技術職員、指導主事、社会教育主事又は管理主事を」を削り、「技術主幹」の下に「技術主任主査」を加える。  
第二十二次に次の一項を加える。

3 第一項の班に副班長を置き、その職務は、班の事務を整理し、班長を補佐することとする。  
第二十三条第一項の表中

次長	地方機関	上司の命を受け、地方機関の事務を整理し、地方機関の長を補佐する。ただし、総括担当を命じられた者以外の者は、地方機関の長を補佐するものとする。
----	------	--

を

総括次長	地方機関	上司の命を受け、地方機関の事務を整理し、地方機関の長を補佐する。
次長	地方機関	上司の命を受け、地方機関の一部の事務を整理し、地方機関の長を補佐する。

に改め、同条第二項中

「技術職員を」の下に「総括次長は事務職員を」を加える。

第二十九条の二第一項の表中

主任主査	上司の命を受け、特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに特に命ぜられた事項を処理する。
------	---

を

主任主査	上司の命を受け、特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに特に命ぜられた事項を処理する。
技術主任主査	上司の命を受け、専門的技術に係る特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに特に命ぜられた事項を処理する。

に改め、同条第二項中「

主幹」の下に「主任主査」を、「技術主幹」の下に「技術主任主査」を加え、「もつて充て、主任主査は、事務職員又は技術職員を」を削る。

第三十五条の五に次の一項を加える。

3 第一項の班に副班長を置き、その職務は、班の事務を整理し、班長を補佐することとする。  
第三十六条第一項の表中

次長	教育機関	上司の命を受け、教育機関の事務を整理し、教育機関の長又は教育機関の長及び副所(館)長を補佐する。ただし、総括担当を命じられた者以外の者は、教育機関の一部の事務を整理し、教育機関の長及び副所(館)長を補佐するものとする。
	教育機関の部	上司の命を受け、教育機関の部の事務を整理し、部長を補佐する。ただし、総括担当を命じられた者以外の者は、教育機関の部の一部の事務を整理し、部長を補佐するものとする。

総括次長	教育機関	上司の命を受け、教育機関の事務を整理し、教育機関の長又は教育機関の長及び副所(館)長を補佐する。
	教育機関の部	上司の命を受け、教育機関の部の事務を整理し、部長を補佐する。
	教育機関	上司の命を受け、教育機関の一部の事務を整理し、教育機関の長又は教育機関の長及び副所(館)長を補佐する。
	教育機関の部	上司の命を受け、教育機関の部の一部の事務を整理し、部長を補佐する。

を  
に改め、同条第二項中

「司書又は学芸員を」の下に「、総括次長は事務職員を」を加える。  
第三十八条第二項中「主任主査」を「技術主任主査」に改める。  
別表第二第二号の表中宮城県スポーツ推進審議会の項及び宮城県総合運動場指定管理者選定委員会の項を削る。  
別表第三の表中宮城県ライフル射撃場の項から宮城県総合運動公園(宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにその周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場)の項までを削る。

附 則  
この規則は、令和三年四月一日から施行する。  
校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年三月三十一日

宮城県教育委員会  
○宮城県教育委員会規則第四号  
校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則

校長及び教員の採用手続に関する規則(昭和三十一年宮城県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。  
様式第一号中

宮城県公立学校校長・副校長・教頭・主幹教諭採用願書	を
職員番号	
宮城県公立学校校長・副校長・教頭・主幹教諭採用願書	に改める。

附 則  
この規則は、令和三年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第五号  
宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則(昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。  
第二条第二項中「別表」を「別表第一」に改める。  
第三条の次に次の二条を加える。  
(初任給の決定の特例)  
第三条の二 新たに給料表の適用を受ける職員のうち宮城丸に乗り組む者(以下「船員」という。)の号俸は、別表第二により決定する。  
(給料の調整額)  
第三条の三 給料の調整を行う職は、船員の職とする。  
2 給料の調整額は、船員の職務の級に応じて規程別表第五の二に掲げる調整基本額(その額が給料月額額の百分の四・五を超えるときは、給料月額額の百分の四・五に相当する額とし、その額が一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)に一・五を乗じて得た額(その額が給

料月額百分の二十五を超えるときは、給料月額百分の二十五に相当する額」とする。  
別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。  
別表第二（第三条の二関係）

学 歴	初 任 給
高校卒	一級三十三号俸から二級三十六号俸まで
中学卒	一級十七号俸から二級二十号俸まで

備考 初任給は、他の職員との均衡を考慮して本表の号俸の範囲内で決定するものとする。ただし、その号俸によることが著しく不相当と認められたときは、この限りでない。

附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和四年三月三十一日までの間における改正後の宮城県教育委員会に属する単純労働職員の給与に関する規則（以下「改正後規則」という。）別表第二の規定の適用については、同表初任給の欄中「一級三十三号俸から二級三十六号俸まで」とあるのは「一級二十五号俸から二級二十八号俸まで」と、「一級十七号俸から二級二十号俸まで」とあるのは「一級九号俸から二級十二号俸まで」と読み替えるものとする。

3 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間における改正後規則別表第二の規定の適用については、同表初任給の欄中「一級三十三号俸から二級三十六号俸まで」とあるのは「一級二十七号俸から二級三十号俸まで」と、「一級十七号俸から二級二十号俸まで」とあるのは「一級十一号俸から二級十四号俸まで」と読み替えるものとする。

4 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における改正後規則別表第二の規定の適用については、同表初任給の欄中「一級三十三号俸から二級三十六号俸まで」とあるのは「一級二十九号俸から二級三十二号俸まで」と、「一級十七号俸から二級二十号俸まで」とあるのは「一級十三号俸から二級十六号俸まで」と読み替えるものとする。

5 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における改正後規則別表第二の規定の適用については、同表初任給の欄中「一級三十三号俸から二級三十六号俸まで」とあるのは「一級三十一号俸から二級三十四号俸まで」と、「一級十七号俸から二級二十号俸まで」とあるのは「一級十

五号俸から二級十八号俸まで」と読み替えるものとする。

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第六号

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則（昭和三十六年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「出発地、帰着地又は目的地が次に掲げる地域のいずれかに存する場合であつて、」を削り、「古川駅」を「白石蔵王駅、古川駅」に改め、同号イからハまでを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 改正後の宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第七号

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成二十一年宮城県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「任命された者」を「任命されたことのある者」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 教育長の職又は職制上これを直接補佐する職その他これに準ずる職にある者

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第三号

宮城県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会公印規程（昭和三十五年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改

正する。

別表第二号の表中

副教育 教育庁	教育庁 教育次 長印	
	用 一般縦書文書	用 一般横書文書
	方二八	方二八
	宮城県教育 庁副教育 長之印	宮城県教育 庁教育 次長之印
総務課長	総務課長	総務課長

に、

を

様式第一号から様式第五号までの規定中「      」を削る。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第四号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

学校長 印	学校長 印		長 印
用 一般横書文書	授業料納入通 知印影印刷専 用（横書）	用 一般横書文書	用 一般横書文書
方二〇	方一五	方二〇	方二八
宮 城 県 （学校名） 長 印	宮 城 県 立 高 等 学 校 之 印	宮 城 県 （学校名） 長 印	宮 城 県 教 育 庁 副 教 育 長 之 印
各 学 校 長	高 校 教 育 課 長	各 学 校 長	総 務 課 長

に改める。

を



宮城県教育委員会  
教育長 伊 東 昭 代

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和四十二年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「教育次長」を「副教育長」に改め、同条第三項中「総括担当を命じられた課長補佐（総括担当を命じられた室長補佐を含む。以下「課長補佐（総括担当）」という。）を「総括課長補佐（総括室長補佐を含む。以下同じ。）」に改める。

第三条第一項中「総括担当を命じられた次長（以下「次長（総括担当）」という。）を「総括次長」に改める。

第四条第一項中「教育次長（以下「指定教育次長」という。）を「副教育長（以下「指定副教育長」という。）」に、「指定教育次長専決等事項」を「指定副教育長専決等事項」に改め、同条第二項中「教育次長は」を「副教育長は」に、「教育次長専決事項」を「副教育長専決事項」に改め、同条第四項中「課長補佐（総括担当）」は「を」を「総括課長補佐は」に、「課長補佐（総括担当）専決事項」を「総括課長補佐専決事項」に改め、同条第五項中「教育次長」を「副教育長」に、「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改める。

第六条第一項中「整理する教育次長」を「整理する副教育長」に、「主務教育次長」を「主務副教育長」に改め、同条第二項中「主務教育次長」を「主務副教育長」に、「教育次長が」を「副教育長が」に改め、同条第三項中「各教育次長」を「各副教育長」に改める。

第七条の見出し中「教育次長」を「副教育長」に改め、同条第一項中「主務教育次長」を「主務副教育長」に、「教育次長が」を「副教育長が」に改め、同条第二項中「各教育次長」を「各副教育長」に、「主務教育次長」を「主務副教育長」に改め、同条第三項中「指定教育次長」を「指定副教育長」に改める。

第八条第一項中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改め、同条第二項中「の課長補佐（総括担当）」を「の総括課長補佐」に、「所管する課長補佐（総括担当）」を「所管する総括課長補佐」に、「庶務担当課長補佐（総括担当）」を「庶務担当総括課長補佐」に改める。

第九条（見出しを含む。）中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改める。

第十条第一項中「次長（総括担当）」を「総括次長」に改める。

附則第三項の見出し中「東日本大震災」の下に「又は令和元年台風第十九号による災害」を加え、同項中「をいう。」の下に「又は令和元年台風第十九号による災害」を加える。

教育長」に、「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改め、同号9から18までの規定中「教育次長」を「副教育長」に、「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改め、同表第二号から第四号まで及び第六号から第八号までの規定中「教育次長」を「副教育長」に、「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改める。

別表第一第二号の表及び第三号の表中「教育次長」を「副教育長」に改める。

別表第一第四号の表第一号中「教育次長」を「副教育長」に改め、同表第二号1中「教育次長」を「副教育長」に改め、同号2中「第二十七号」を削り、「教育次長」を「副教育長」に改め、同号3中「を除く。」の下に「及び学校職員勤務時間規則第二十条第一項第三十三号」を加え、「教育次長」を「副教育長」に改め、同号4から8まで、10及び12中「教育次長」を「副教育長」に改め、同表第三号中「教育次長」を「副教育長」に改める。

別表第一第五号から第七号までの表中「教育次長」を「副教育長」に改める。

別表第一第八号中「スポーツ健康課」を「保健体育安全課」に改め、同号の表第一号中「教育次長」を「副教育長」に改め、同表第五号から第八号までを削る。

別表第一第九号の表及び第十号の表中「教育次長」を「副教育長」に改める。

別表第二第一号の表第一号7中「第二十六号まで、第二十八号から」及び「第二十七号」を削り、「教育次長」を「副教育長」に改め、同号8中「を除く。」の下に「及び学校職員勤務時間規則第二十条第一項第三十三号」を加え、「教育次長」を「副教育長」に改め、同号11、12、16及び17中「教育次長」を「副教育長」に改める。

別表第三中「指定教育次長専決等事項」を「指定副教育長専決等事項」に、「教育次長専決事項」を「副教育長専決事項」に、「課長補佐（総括担当）専決事項」を「総括課長補佐専決事項」に改め、同表九号の二中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改め、同表十号中「指定教育次長」を「指定副教育長」に改め、同表十四号の二中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改め、同表十六号中「スポーツ振興基金条例（平成四年宮城県条例第十号）第一条に規定するスポーツ振興基金（以下「スポーツ振興基金」という。）及び「スポーツ振興基金及び」を削り、同表二十六号中「公有財産事故報告（第四十六条）」を「公有財産事故報告（第四十五条）」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第五号

宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令

宮城県教育庁本庁文書規程（昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号イ中「教育次長名」を「副教育長名」に改める。

第八条第五号中「あいさつ文」を「挨拶文」に改める。

第九条第二項第二号(2)中「スポート健康課」を「保健体育安全課」に改める。

第十条第一項第一号の二中「受領印」の下に「又は署名（以下「受領印等」という。）を加え、同項第二号から第四号までの規定中「受領印」の下に「等」を加える。

第二十一条第二項中「教育次長」を「副教育長」に改める。

第二十五条第二項中「教育次長名」を「副教育長名」に改める。

第二十九条第一項第一号中「教育委員会名で施行するものを除く。」を削り、「回号ロ中「う」の下に「法令等において押印を要しない旨の定めがあるもの又は」を加える。

様式第一号中「様式第一号（第7条関係）」や「様式第一号（第7条関係）（用紙日本産業規格A列4番）」に「担当 者印」や「担当者」に「受領印」や「受領者」を加える。

様式第二号中「様式第二号（第7条関係）」や「様式第二号（第7条関係）（用紙日本産業規格A列4番）」に「取扱者印」や「取扱者」に「受領印」や「受領者」を加える。

様式第三号中「日本工業規格」や「日本産業規格」に「受領者」を加える。

様式第四号中「様式第四号（第7条関係）」や「様式第四号（第7条関係）（用紙日本産業規格A列4番）」に「取扱者名」や「受信者名」に「取扱者印」や「取扱者」に「受領印」や「受領者」を加える。

様式第五号中「様式第五号（第7条関係）」や「様式第五号（第7条関係）（用紙日本産業規格A列4番）」に「取扱者印」や「取扱者」に「受領印」や「受領者」を加える。

様式第十号中「日本工業規格B列4番」や「日本産業規格A列4番」に「受領者」を加える。

様式第十三号中「様式第十三号（第7条関係）」や「様式第十三号（第7条関係）（用紙日本産業規格A列4番）」に「課長 補佐」や「総括課 長補佐」を加える。

様式第十六号を次のように改める。

様式第16号（第14条関係）（用紙日本産業規格A列4番）

回 議 用 紙 (表)  
至 急 送 付 文 書 所

起案	年 月 日	文書の記号・番号	第 号
施行予定	年 月 日	例文登録	年度 第 号
決裁	年 月 日	起案者 課 職氏名	班 (電話 )
発送	年 月 日	文書審査	課 長 総括補 課佐 班 (文書取 班) 員
校合	年 月 日	公文	班 (電話 )
校印	年 月 日	公文	班 (電話 )
発送	年 月 日	公文	班 (電話 )

(件名)

このことについて、別案 ( ) 件のとおり してよろしいか伺います。

します。

教育長	副教育長	課 長	総括課長補佐	班 長	副班長	班 員
(合議部課)						
開 示 請 求 の 状 況				発送種別・取扱上の注意等		
年 月 日請求	年 月 日請求	年 月 日請求	年 月 日請求	<input type="checkbox"/> 親展	<input type="checkbox"/> 書留	<input type="checkbox"/> 速達
<input type="checkbox"/> 開示	<input type="checkbox"/> 一部開示	<input type="checkbox"/> 開示	<input type="checkbox"/> 一部開示	<input type="checkbox"/> 配達証明	<input type="checkbox"/> 内容証明	
<input type="checkbox"/> 非開示	<input type="checkbox"/> 非開示理由： 号に該当	<input type="checkbox"/> 非開示	<input type="checkbox"/> 非開示理由： 号に該当	<input type="checkbox"/> 小包	<input type="checkbox"/> 電報	<input type="checkbox"/> はがき
<input type="checkbox"/> 非開示理由： 第 号に該当		<input type="checkbox"/> 非開示理由： 第 号に該当		<input type="checkbox"/> 公報登載	<input type="checkbox"/> 官報登載	<input type="checkbox"/> その他 ( )

- (注) 1 不用の文字は、( ) で囲むこと。  
 2 回議欄の職名は、組織により適宜変更できるものであること。  
 3 □には、該当項目にシを記入すること。

宮 城 県 教 育 委 員 会





様式第24号（第41条関係）（用紙日本産業規格A列4番）

文 書 閲 覧 ・ 借 覧 書

下記により閲覧・借覧してよろしいか。

主務課承認欄	所属確認欄
課長 総括課長補佐 班長 副班長	課長 総括課長補佐 班長 副班長

記

閲覧又は借覧人 所 属 \_\_\_\_\_ (内線番号 \_\_\_\_\_ )  
 職・氏名 \_\_\_\_\_  
 閲覧又は借覧期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで  
 閲覧又は借覧理由 \_\_\_\_\_

文書分類記号	分冊番号	所属年度	保存年限	細分類名 (簿冊名)	摘 要

(条件)

(決裁年月日)      年      月      日

冊 数	貸出確認者	返却年月日	年 月 日	返却確認者	

様式第二十四号の二を次のように改める。

様式第24号の2 (第41条関係) (用紙日本産業規格A列4番)

電 子 文 書 閲 覧 書

下記により閲覧してよろしいか。

主務課承認欄  
課長 総括課長補佐 班長 副班長 所属確認欄  
課長 総括課長補佐 班長 副班長

記

閲覧人 所 属 (内線番号 )  
職・氏名  
閲覧期間 年 月 日から 年 月 日まで  
閲覧理由

文書分類記号	分冊番号	所属年度	保存年限	細分類名 (簿冊名)	摘 要
(条件)					
(決裁年月日) 年 月 日					

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第六号

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

地方機関等文書規程(昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。  
第八条第三号中「あいさつ文」を「挨拶文」に改める。

第十条第一項第二号中「受領印」の下に「又は署名(以下「受領印等」という。)」を加え、同項第三号及び第四号中「受領印」の下に「等」を加える。

第二十四条第一項第一号口中「うち」の下に「法令等において押印を要しない旨の定めがあるもの又は」を加える。

様式第二号から様式第四号まで及び様式第六号中 「取扱 者印」 を 「取扱者」 に 「受領 者印」 を 「受領者」 に改める。

様式第八号及び様式第八号の二中 「確認印」 を 「確認者」 に改める。

様式第十一号を次のように改める。



附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第七号

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（平成七年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表六の項中第四号を削り、同項第五号中「第六条第五項」を「第六条第三項」に改め、「及び第六項」を削り、「返還等」を「返還」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第八号

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程（令和二年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第七号中「別表第六」を「別表第七」に改め、同条を第八号とする。

第六号第二項中「別表第五」を「別表第六」に改め、同条を第七号とする。

第五号を第六号とし、第四条の次に次の一条を加える。

（給料の調整額）

第五条 給料の調整を行う職は、宮城丸に乗り組む職員の職とする。

2 給料の調整額は、当該職員の職務の級に応じて別表第五に掲げる調整基本額（その額が給料月額百分の四・五を超えるときは、給料月額百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の

端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に一・五を乗じて得た額（その額が給料月額百分の二十五を超えるときは、給料月額百分の二十五に相当する額）とする。

別表第六中「第七条関係」を「第八条関係」に、「別表第五」を「別表第六」に改め、同表を別表第七とする。

別表第五中「第六条関係」を「第七条関係」に改め、同表を別表第六とし、別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五（第五条関係）

調整基本額表

職務の級	調整基本額
1級	6,100円
2級	7,500円
3級	8,600円
4級	8,800円
5級	9,800円

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第九号

宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県教育委員会  
教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成二年宮城県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「教育次長」を「副教育長」に改める。

第十条第一号中「福利課長補佐」を「福利課総括課長補佐」に改める。

第十九条第一項第二号中「教育次長」を「副教育長」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第十号

職員分限懲戒審査会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

職員分限懲戒審査会設置規程の一部を改正する訓令

職員分限懲戒審査会設置規程（平成十七年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条第一項中「教育次長」を「副教育長」に改める。

第六条第二項中「担当を命ぜられた」を削る。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会告示第五号

平成九年宮城県教育委員会告示第七号（個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人）は、令和三年三月三十一日限り廃止する。

令和三年三月三十一日

宮城県教育委員会

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十五号

宮城県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

宮城県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

宮城県選挙管理委員会規程（昭和二十三年宮選管告示第四十一号）の一部を次のように改正する。  
第十三条に次の一項を加える。

3 第一項の班に副班長を置き、その職務は、班の事務を整理し、班長を補佐することとする。  
第十五条第一項第一号中「局長」を「事務局長」に、「次長」を「総括次長」に改める。

第十五条第一項第二号中「支局次長」を「支局総括次長」に改める。

第十五条第二項中「副参事」を「副参事、次長、支局次長」に改める。

第十五条の二第二項中「事務局次長」を「事務局総括次長」に改め、同項ただし書を削る。

第十五条の二第十項を第十二項とし、第九項を第十一項とする。

第十五条の二第八項中「特に命ぜられた事項を処理する」を「主査の事務を整理する」に改め、同項を同条第十項とする。

第十五条の二第七項中「並びに主査」を「並びに主任主査及び主査」に改め、同項を同条第九項とする。

第十五条の二第六項を第八項とする。

第十五条の二第五項中「地方支局次長」を「地方支局総括次長」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 地方支局次長は、地方支局の一部の事務について、地方支局長又は地方副支局長を補佐する。

第十五条の二第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 事務局次長は、事務局の一部の事務について、事務局長を補佐する。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

○宮選管告示第三十六号

宮城県選挙管理委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

宮城県選挙管理委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する告示

宮城県選挙管理委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程（平成二十八年宮選管告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「局長」を「事務局次長」に改める。

第二条第二号中「規定する次長」を「規定する総括次長」に、「支局次長」を「支局総括次長」に、「副参事」を「副参事、次長、支局次長」に改める。

第三条第一号中「局長」を「事務局次長」に改める。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

この告示は、令和三年四月一日から施行する。



この告示は、令和三年四月一日から施行する。